

# イギリスの児童養護施策の変遷（1）

— 16世紀以前から17世紀まで —

山本 真実

## 1. 問題の所在

日本の児童福祉政策は、常に問題が起きるごとに単独目的のために立法が行われ、部分修正を中心とした法改正が行われていくという構造上の問題が抱えている。そしてこのことは、時代を超えて共通した理念、普遍性を持った思想が定義されていないともいえる<sup>(1)</sup>。このような現状は、子ども自身を家庭の種類、親の状況といった周辺事情で診断し、分類するという対応策、方法に議論が終始してきたという歴史的事実によるところが大きい。また、日本社会の中で児童養育についての共通理念が形成されていないことは、わが国の保育思想研究がフレーベルやペスタロッチといった幼児教育研究を軸として展開されてきており、社会福祉政策の一つとして「子どもの養育」を包括的に捉え、実践・対応方策につながる概念になっていないからともいえよう。これは、社会福祉政策としての児童福祉理念の一貫性の欠如との関係しており、戦後、児童福祉法総則の理念と実際の事業運用場面との間における齟齬の表出を放置してきたという現実につながっている。

そこで筆者は、児童養護の概念を最も早く政策に反映させ、日本の児童福祉行政にも大いに影響を与えたイギリスに焦点を当て、同国の社会的養護の中にある児童養育の捉え方、位置づけについて明らかにすることが必要であるという考えに至った。特に「いつも強烈な『母性的理念』の中で政治的な決定がなされてきた保育“daycare policy”」[Lewis1990]と評されている「保育」と、要保護児童への福祉を含む児童福祉“child welfare policy”を関連させ、「児童の養育」をイギリス社会がどう捉えてきたのかについて考えてみたい。「児童を育てること、育つこと」のゴールとして何をしておいたのか、保育を含む社会的養護の共通理念は何であるのかを明らかにすることが出来た時、日本における児童家庭福祉を総合的に貫く理念を提示できるのではないかと考えた。現在イギリスにおける保育は、EU統合や国民生活の変化を受けて激しく変動している。そのような状況の中で「児童の養育」について、イギリスが選択する方向がどこから来ているものなのかを確認することによって、歴史的な思想経緯がもたらす結果がより明確になるものと思われる。

(1)

研究計画の序説に位置する本稿においては、要保護児童施策が地域社会・共同体で実施されたとされる宗教改革以後<sup>2</sup>、すなわちヘンリー 8 世が即位した1509年(チューダー王朝期)から17世紀の約200年にわたるイギリスの児童養護の実態を明らかにし、その背後に流れる児童養護観について考察することを目的とする。

## II . 児童の生活とその位置づけ

### 1. 16世紀以前の児童保護

Jean S. Heywoodは、*Children in Care, The development of the service for the deprived child* において、「英国の歴史の上で、宗教改革以前には、積極的に要保護児童の世話をしたという記録はほとんどなく、それ以前に児童保護の事実が伝えられていたとしても、それらは『偶発的な事項 (casual references)』をつなぎ合わせたものにすぎない」と述べている [Heywood1959:1]。また、1388年のケンブリッジの法令<sup>3</sup>によって、貧困者に食べさせる責任をすべて近隣社会に義務付け、それを基盤に教会の教区を一つの地域社会としてみなし、自発的に救貧管理する体制が生まれたことが、宗教革命以前のイギリスの児童保護の原型であったのではないかとみている。つまり、16世紀以前のイギリス社会では、制度的枠組みは持っていなかったものの、この近隣社会を基礎とした救貧体制によって、要保護児童への対応を行っていたことがうかがえる。

このような中で、主に児童保護を担ったのは、荘園、教会、病院の三つであった。Heywoodの指摘によれば、中世期は荘園の時代であり、自給自足の荘園では、保護の対象となるような児童をうけいれる余裕があった [Heywood1959:1]。当時の保護を要する児童とは、ほとんどが孤児であり、その多くは私生児として誕生した者であった。これらの子どもは、母親が召使であれば、その子どもも自動的に奴隷として荘園で働かせられ<sup>4</sup>、相続権もなく、聖職者になることを禁じられるなど、いくつかの権利を奪われていた [Coulton199:399] もの、「その児童は誰の子どもでもないということは民衆の子どもであるということ」 ('Yet while he was nobody's child, he was also the child of the people, and some community obligation was implied towards him'<sup>5</sup>) とも理解されていた。荘園を中心とした地域共同社会の中で、これらの子どもたちに対して「共同体の責任」、いわゆる 'community obligation' を果たすというコンセンサスがあったわけである。子どものいない家庭が私生児・孤児たちを養育するというまさに社会的養護の原型が当時のイギリス社会には育っていた。また、私生児たち非嫡出子と嫡出子の区分は手続き上存在していたものの、「私生児であっても、父親に認知されると、遺産については嫡出子と同等の権利があった [Power1922:451]」という記録<sup>6</sup>も見られており、出自にこだわらない児童個人の存在権を認めることもあったことがうかがえる。そこには、社会的養護として国や地方自治体を実施する際に目指している「普通の家がそ

の児童をうけいれ、財産はあまり多くないが、愛情があり、そして子どものない家族がよるこんでその児を世話<sup>7</sup>していた社会が形成されていたのである。当時は、乳母によって母のない子どもたちを育てることは、資力ある人々にとって普通の習慣であった。[Heywood1959:2]。

次いで、古くから父のない子ども他の要保護児童たちと一緒に養育していたのが教会であった。教会の正規の仕事として、これらの児童の養育が位置づけられていた[Heywood1959:3]。特に男子修道院では、貧困児童のために学校を設立し、修道院内に寄宿させていた。一方、女子修道院では、孤児たちよりも富裕家庭の児童を預って養育するほうが、遙かに収入源となったとして富裕家庭を対象とした寄宿へと傾斜していた [Power1922:261]。

同じく児童保護の役割を担った病院は、主に乳幼児を収容していた。それは、産院で生まれたが、母親が死亡したため孤児となった捨て子が保護された。新生児や乳幼児を死なせずに保護し、早く荘園での労働に耐えうようにすることが一つの目的であったようである。病院には、教会から牧師や修道僧・修道尼が来ており、教会(教区)を中心とする地域社会としてその役割を果たすことが目的とされていた社会であった。

## 2.16世紀における児童保護

16世紀、1500年代に入るとすぐにヘンリー8世が即位し、チューダー王朝が始まる。当時の社会情勢においては、1517年の宗教改革と、チューダー王朝期から約1世紀半にわたって続く絶対主義政策が児童保護のあり方にも大きな影響を及ぼした。ヘンリー8世が断行したイギリスの宗教改革は、「同時代の大陸諸国で進行した宗教改革とは根本的に異なる特徴をもっていた。一言でいうならば、政治が信仰を一貫してリードし、宗教改革が議会制定法を通して行われたことが特徴的であった[今井1999:84]。この背景には、教会の手によって民衆の生活のいっさいが仕切られており、全ての法律の施行が教会の、それも外国人であるローマ教皇の支配に基づいて行われていたことに対する反聖職者感情が存在していたからであった[今井1999:84]。この感情は、イギリス国内の治世に対し、民衆が意識を高める原動力となり、国王の結婚問題<sup>8</sup>の発生を直接的契機として断行されたのである。

宗教改革によって、権力を有していた教会とそれらによって運営されていた荘園は消滅した。このことは、イギリスの経済的基盤に変動をもたらした。荘園制の消滅により、余裕のあった、広汎な雇用機会は望めなくなり、軍隊や貴族の家での仕事がなくなった。当時は商工業の成長発展は、まだ過渡期であったため、外交政策や貿易に関わっていた職人は失業した。農地が減り、百姓の失業者が出た。これらのことにより、16世紀の初期には貧乏や貧窮がますます深刻化した。

このような時期の児童保護も変化を見せた。荘園時代から引き続いていた地域共同体による保護が崩壊し、徐々に家庭の意義が強調され始めた。かつては、荘園や雇われた地域社会

の中で、要保護児童は無計画ではあるが結果的に保護されており、彼らは公共性と倫理的規範という使命感に基づいて守られてきた。

地域社会による保護体制が崩壊した16世紀のチューダー王朝期での児童保護は、議会を尊重した絶対王政の中で確立された救貧制度の下で行われた。それは、社会情勢の変化によって急増した貧窮児童の増加と、家庭の重要性を見直す風潮の中で、社会的制度の必要性が認識されたからである[Heywood1959:8]。かつての教区は、英国国教会の教区となり、行政単位として位置づけられた。居住地区によって教区という名称の行政区域が規定され、新たに貧窮児童の保護が行われた。このことがこれ以降、約300年近く継続していくイギリスの救貧対策の形式的基礎となった。イギリスにおける児童保護制度の特徴は、16世紀以降、連綿と継続されて中断されることがなかったことであり、他ヨーロッパ諸国との比較においてもこれは稀であり、立法よりも教区をベースとした救貧体制を採る実際の行政処置を優先した結果であった[桑原1989:14]。

イギリスにおいては宗教的区画としての教区が融合一体となっているために社会の変動期においても、大きな混乱もなく、旧制度は新制度の中に吸収された。そして、教義による統制が消滅すると、それと並行して、人々を望ましい方向に導いていくための基盤として、「個々の家族」、「家庭」という単位が注目されるようになった[Heywood1959:8]。

教区に対して、貧窮児童の保護責任を負わず制度として最初に実施されたのがヘンリー8世の1531年法(An Act of Concerning Punishment of Beggars and Vagabonds)であった。1517年の宗教改革によって、僧院や尼僧院が直接施しを与えることができなくなったため、この法律によって貧窮児童の保護を教区に負わせることによって解決を図ろうとしたものである。これは、最初の救貧立法であると言われているが、英語の正式名称からも推察できるように、貧窮児童や浮浪児童の取り締まりを目的とした法律であり、当時盗みや恐喝などを繰り返して生活を維持していた貧窮児童を取り締まり、処罰するためのものであった。また、保護の対象となる貧窮児童は、乞食バッジ<sup>9</sup>をつけている者に限定されており、貧窮児童全てを対象としたものではなかった。

ついで、この法律は1536年An Act for Punishment of Study Vagabonds and Beggarsとして改正された。同法は、働く能力と意思のある貧民に仕事を与えることにより、貧困者の自助努力を奨励し、これを国家が援助するという公的責任について触れたものである[Ttanner1974:8]。教区が積極的に救貧院設立などに携わることにより、貧窮児童の保護を行った時代であった。

16世紀の児童保護は、宗教改革によってそれまで行われていた教会や僧院の教義に基づく施しの意識に基づく保護が崩壊し、荘園等で社会的に養護されていた要保護児童の育成を教区に負わせるという形で進行した時代であった。宗教改革によって再生された教区は、自治

的機能を併せ持ち、法律によって定められることによって教区内の児童保護の責任を持つことになった。

### 3.17世紀における児童保護

17世紀は、大きく前半と後半に分けることができる。前半は、1601年エリザベス救貧法によって幕を開ける。1834年の新救貧法の原形であり、ビヴァリッジの福祉改革が行われるまでの347年間の長きにわたりイギリス社会に影響を与えてきた救貧対策の始まりであった。16世紀後半に立て続けに出された困窮児童や浮浪児への対策を基礎として、さらに多くの試みがなされた時代であった。特に1597年から1644年にわたる約50年間は、イギリスの救済制度史の中でもユニークなものであり、膨大な史実が残されている [Leonard1900:132]。

エリザベス救貧法は、1572年法（An Act for the Punishment of Vagabonds and for the Relief of the Poor and Impotent）ならびに1576年法（An Act for Setting the Poor on Works and for Avoiding Idleness）を基礎として実質上完成したことが、Nicholsの研究<sup>10</sup>などによって明らかになっている。この二つの法律からエリザベス救貧法に引き継がれた児童保護の施策は、教区に貧民監督官を置き、救貧税を教区住民に課し、それを分配するという仕組みに従って行われた。当時の孤児を含む児童の世話に関する責任は、徒弟奉公を強制的に行うことで果たされていたといえる。この背景には、17世紀のチューダー王朝やスチュワード王朝初期の政治家たちは、貧乏をその時代の経済的崩壊によって生み出された社会的現象とみなしていたため、仕事を与えることで貧乏を建設的になくすことが出来るという考えがあったからであると指摘されている。[Heywood1959:10]。そのため、チャールズ1世の時代には、貧窮児童の救済という枠から発展し、貴族の子どもも含めてすべての児童は徒弟奉公に出され、働くことを徹底させることによって、全ての人が貧困から脱し、社会生活を行うことを指向した。

この強制的な徒弟奉公の習慣が、前世紀の時代には消滅していた「家族」や「家庭」の概念の創出を導いたとの見方<sup>11</sup>は興味深い。貧しい家庭に生まれた児童も、もし良い主人に恵まれば幸せになれた。出自ではなく、徒弟奉公先の状態が児童の生活を左右するという現状は、自らが生活状態を規定できるチャンスがあるともいえ、親を選べないという子どもにとっての絶対的不利を修正できる社会と解することもできよう。事実、HeywoodはLeonardの資料から、17世紀前半には貧民の徒弟制度の欠点が大きく広がったという証拠はなかったとしている。しかし、実際には、奉公先の選択が貧民監督官に任されていたため、自由選択の可能性は大きくなく、貧民監督官は徒弟奉公の受け入れに積極的でない親方にも徒弟を押し付けることが出来た。このことは、当時の徒弟奉公制度には、児童の福祉をゴールにおいた考えではなかったといえる。また、徒弟奉公制度は、「家庭」や「家族」体験を子どもたちに

させることであると強調されるあまり、どのような奉公先であっても、形式的に満たされていれば、保護が不十分になっても放置してしまうという事態を招き、最終的には過酷な労働や暴行に繋がるというケースもあった [Heywood1959:11]。

このような17世紀前半の児童保護の背景には、17世紀前半のヨーロッパ社会全体に広がっていた自然災害や凶作、疫病の蔓延などの社会的不安の発生が、常に人々の生活を不安定にしていたことが挙げられるだろう。17世紀の社会的危機に対する解釈は、論者によって違いがあるが、まとめると1920年代の経済不況、人口の停滞、毛織物工業の生産の落ち込み、ヨーロッパ各地で暴動・一揆・反乱や革命が次々に起き、度重なる危機的状況が、現状社会に対する批判や体制の見なしに繋がったと考えられる。イギリスは島国であったことから大陸諸国よりもその影響は深刻でないものの、大陸の社会動向は常にイギリス社会にも影響を与えていた。特に2回の飢饉とペストの大流行は、当時の支配体制の見直しを求める気運につながり、17世紀後半に起こるイギリス革命を招いたと分析されている [今井1990:90]。

児童保護に役買っていた貴族の慈善活動も、17世紀中ごろには、その意識も薄れ、社会全体を支えていた救貧対策の行政も実効性が上がらなくなった [Heywood1959:11]。それまでは、個人の慈善行為と公共の援助を結びつける試みが行われており、私的な救済が公的救済を下支えしていた。教区は貧困児童のために特別な部門を備えた矯正院 (house of correction) を提供した。そこでは子どもたちは職業訓練を受け、街頭で乞食しないようさせられた。他方、この世紀のはじめの頃には個人や民間グループの人たちは、学校や孤児のための養育院を創設して、世話や慈悲を社会の利益のために恒久的なものとした [Heywood1959:11]。

17世紀後半には、1640～1660のピューリタン革命と1688～1689の名誉革命を合わせて「イギリス革命」と呼ばれている二回の革命を経験し、その歴史で重要な転換期を迎えた。革命期の人々の生活は悲惨極まりなく、とくに児童の生活は哀れなものであったことが多くの文献から読み取れる [Leonard1900:9,251]。革命を通して誕生した共和国制下での行政は、まさにピューリタン (清教徒) が主張した精神的な独立、儉約的精神、勤勉性を尊重する考え方に基づいて行われ、16世紀に常識となっていた貧困は社会的現象であるという考え方は消滅した。革命期を通じて、貧困は経済的な活動の不足によってもたらされるものであるという見方が社会の中心となり、経済的な利害に基礎をおく新しい哲学が誕生した。

名誉革命後は、王政復古によって、王政と議会の均衡のもとでの治世体制が確立したが、1601年エリザベス救貧法で認められていた「救済を受けるための貧民の権利 (the right of the poor to relief)」を妨害するその後の法制度の実施によって、街は崩壊し、児童保護は悲惨な状況に陥ってしまった<sup>12</sup>。1662年の「定住法 (The Act for the better Relief of the Poor of the Poor of this Kingdom, 14 Charles II) は、未婚の母と非嫡出子を増加させてしまった<sup>13</sup>が、児童保護の中心はやはり徒弟制度を通じた教区による保護であった。そこでは、児童

自身の福祉の向上という概念は存在せず、社会的義務として課せられた児童養育を、単なる責任回避策として実行していたという実態があった。

### Ⅲ.17世紀までの児童生活保護思想

#### 1. 共同体の社会的使命による保護

中世では、貧民の救済は、すべてのキリスト教義を通じて、教会によって行われていた。それは1388年のケンブリッジの法令以降、地域社会に根付いた単位と融合し、何年にもわたって機能していた。その主なものが、教会における施物、修道院、尼僧院等において行われた貧窮児童の救済、乞食の扶助であった[小山1978:1]。教会が行う宗教的な使命感から教会が行う貧民への救済を行う時代には、人々も宗教的動機から貧窮児童の救済、慈善活動を行っていた。宗教的慈善と同時に、人々の救済活動の裏側には、9世紀の古くからイングランドの主要都市に発生したといわれている商業ギルドと呼ばれる地域的、職域的相互扶助体制の存在である。このような中世期の教会による慈善活動や諸団体による相互扶助は、貧困問題への対応という形で、児童保護に役立っていた。

この時代の児童保護は、農業的な地域共同体が有する包含力、包容力と評することができるような余力をもって行われていたが、その背景には貧困者にとっては、「労働力としての児童の力を活用したい」という考えが見られていた。それは、中世期全体の貧しい社会環境によって作り出された共通意識であった。中性時代は貧乏だったので、児童をできるだけ早く経済的に荘園の役に立てねばならなかった。それで、少年期は短く、その保護される期間も短かったのである[Heywood1959:7]。

一方で貴族や富裕層にとっては‘nobles oblige’（恵まれた者の義務）として、キリスト教の教えを背景に行われていた保護であったといえる。マタイ伝第23章第34節<sup>14</sup>には、7つの慈悲行為を行うこと、例えば家のない人たちに施しや食物、衣類、軒先（寝床）を与えれば、天国に行けるという教えが書かれている。また、富裕家庭児童の場合は跡継ぎとして、また僧侶にさせることによって一族の安泰を目的とした行為でもあった。つまり、その保護の背景には児童の福祉を考える心よりも、自分自身への見返りを期待するものであったといえるだろう。

このように貧困層と富裕層によって児童保護を行う背景は異なるものの、国家的な救済制度の確立を見ていなかった時代において、荘園をベースにした児童保護の思想の一つは、共同体の責任として表されている道義的責任意識であったといえる。そして先に述べた「誰の子どもでもなければそれは民衆の子どもである」や「子どもの命を失わせてはならない」という記述からもわかるように、当時の児童保護思想は極めて単純で倫理的な価値観に基づいており、この意識の源にはキリスト教義が示す「慈善はよきもの」の思想が横たわっていた

のである。また、当時は、家族中心より、むしろ地域社会中心であったからこそ、棄児等親を持たない児童が受容れられ、保護される可能性があった。家族という場合は、今日ほど児童たちにとって重要な場所ではなかったからこそその保護であった。

## 2. 強制的労働による処罰・抑制的保護

地域共同体による相互扶助が可能な時代は、個別の問題へ余裕のあるものが対応するという形で個別に行われていたが、16世紀初頭の激しい窮乏時代に入ってから貧民の大量発生により、このようないわゆる「個人の努力」、「偶発的な無計画なもの」に依存した救済保護では、対応しきれなくなった。この時以降、共同体によって試みられていた社会的使命としての児童保護は姿を消し、貧困回避のための「労働」を児童にも課するという形での保護へ展開する。

特に、16世紀の後半に連続して、困窮児童を処罰する主旨の法律が実施されることにより、その傾向は強くなっていった。初期の貧窮児童の取り締まりなど処罰的な保護に傾倒した背景には、当時の貧困児童が生きるために、物取りや強盗などを繰り返して、群れをなして国中をうろつき、施しを強要していたという事実があったことが指摘されている[桑原1989:15]。ここからは、児童の生活が困窮していることに対応するよりも、社会に悪影響を及ぼす根元となっている児童そのものを排除しようという考えがうかがえる。1536年法施行後では、5歳から14歳までの貧窮児童を積極的に職業訓練を受けさせ、農業等の職に就かせるように指導するなど、就労可能な人々には自助努力によって現状克服を目指すようにされた指導されたが、困窮児童に対してもこの中で対応をしている。悪の根元として、排除する考え方から、存在を認め現状改善のための自助努力を促すことによって、社会的存在を認知しようとする姿勢が読みとれる。

しかし、その後引き続きだされたいくつもの処罰法により、実際には過酷な労働を強制し、脱走すると暴行を加えるなどの処罰と、労働を通じた自助努力支援がセットになっており、子ども自身の「成長」「育成」、「救済」を目的とした保護が行われてはいなかったといえるだろう。ヘンリー8世の後即位したエドワード6世によって1547年に出された法律は、さらに徒弟制度の徹底を規定し、怠け者と浮浪者を徹底的に社会から排斥するような試みを繰り返したとされる。能力のある貧窮児童を教育する目的で青衣学校(Bluecoat School)が設立され、ロンドンやヨークなどの都市・地方都市では、体系的な救済対策が講じられるなど、制度的前進があったものの、貧窮児童の過酷な労働や処罰が継続され、そこでの児童保護は抑圧的なものであったといえるだろう。

## 3. 徒弟制度による責任回避的保護

処遇の中心は、徒弟制度であったが、これは教区徒弟という形で宗教上の単位である教区



が重要な役割を果たしていた。イギリスの救貧対策が教区主体で行われてきたことは、貧窮児童を徒弟に出す費用は教区民の拠出する救貧税であった。イギリスで行った二度の革命は宗教がらみであったことは、当然教区の財政逼迫をもたらし、教区内の混乱を引き起こした。教区民が教区に対する信頼を失い、救貧税の徴収にも反対を示すようになると、ますます教区の財政は困窮した。この影響を最も受けたのは、児童であった。共同体による社会養育の単位として発生した教区による徒弟制度は、単なる責任回避策として実施され、児童の将来的自立や貧困からの救済という目的を達成させることを、全く失ってしまった。ここから読み取れることは、経済的基盤が揺らぐことによって、児童保護の必要について、形成されていたはずの共通認識も変容してしまうということであろう。

また、17世紀の中頃には、貴族階級の中でも慈善意識が薄れ、教区を中心とした救貧制度上の児童保護も円滑に進まなくなっていき、行政の衰えが露呈する [Leonard1900:261] が、そのことによって個人の慈善行為と公共の援助を結びつける試みが行われている。それが、教区による矯正院 (houses of correction) の提供と、個人や民間グループたちによる学校や孤児院の創設である。そこでは児童に対して職業訓練を施し、街頭で乞食をしないように教育していた。個人や民間グループが慈善活動を行い、制度上の児童保護を補完した背景には、宗教的な意義として慈善活動の価値が再認識されたことと、「慈恵活用の条例」(the Statute of Charitable Use) の制定によって、個人遺産の乱用を禁止し、社会の利益のために使用するように仕組みが構築されたことが挙げられる。徒弟制度を回すことによって、機械的に児童保護を行い、社会的責任を果たしているというポーズを取ることが出来た。しかし、児童保護の目的の見直しや児童の生活実態の確認を怠っている以上、民間による「制度外」の民間援助が必然的に求められ、発生したことがうかがえる。結果的に、17世紀後半の児童保護は、教区を中心とした行政の責任回避的、表面的な児童保護であったといえるだろう。

#### IV. おわりに

本論文では、イギリスにおいて制度的に児童保護が始まったとされる15世紀末から、エリザベス救貧法に基づく児童保護が行われていた17世紀までを俯瞰し、そこでの児童保護思想について、若干の考察を試みた。イギリスでは、その後18世紀の産業革命を経て、児童の生活は著しく変化する。そして、1834年の新救貧法に繋がっていく基本的な思想が形成されたことがうかがえる。その後、1909年の王立委員会少数派報告等、新救貧法の見直しを要求する動きがあるものの、新救貧法にうけつがれた思想は、第二次世界大戦後の福祉改革まで続くものと分析されている。

今後、時代ごとの児童保護の実態を順次追うことにより、「子どもを養育すること」をどのようにイギリスが考えてきたのか考察していきたい。

## 【註】

- 1 山本真実「少子化時代の子育て支援」(社会保障人口問題研究所編, 東京大学出版会, 2001)において, 諸外国の保育制度を概観することにより, 比較研究を行い, 日本には諸外国に比べて保育の理念ともいうべき国民的コンセンサスが欠如していることについて示した。
- 2 J. S. Heywood *Children in Care, The development of the service for the deprived child*, Rutledge and Kegan Paul Ltd, 1959, p1, 内田守訳「イギリス児童福祉発達史」, ミネルヴァ書房, 1966, P.3「この時代の要保護児童についての報道がかけているのは, それらの児童が十分に世話されていたと同じことである」
- 3 ケンブリッジの法令は, 地方行政当局に無力な貧しい者たちの世話をすることを命じた。
- 4 'A servant woman if she conceive a child it is thralle or it be borne, and it is taken from the mother's womb to servage.' (召使いの女がもし妊娠したら, その子どもは奴隷であり, 母親の胎内から奴隷の状態であつていかれた。)との記述がなされている。
- 5 Coke, commentary on Littleton, Institute, vol. I, sect. 188
- 6 Eileen Power, *Mediaeval English nannies*, Cambridge University Press 1922, p.451
- 7 J. S. Heywood 前掲書 P.2
- 8 国王ヘンリ8世は, 正妻であつたスペイン王女キャサリン・オブ・アラゴンと離婚し, 女官アン・ブーリンと再婚したいと願っていたが, 当時の結婚はローマ教皇の許可のもとによるのみ成り立つ政略的結婚であつたため, 離婚はご法度であつた。当時のヨーロッパの勢力関係とカトリックの教義が国際政治の展開と結びつき, 事態の紛糾を招いた。最終的にイギリスはカトリックと別れ, 英国国教会を樹立した。そして国王は, 教皇の反対を押し切つてアンと結婚し, それを確固たるものとするため国内において「上告禁止法」を立法化し, 国内の問題を国教会の最高権威であるカンタベリ大司教の法廷を超えてローマに上告するのを禁止した。この直接的な目的は, 離婚問題の決着であつたが, このときに示された主権国家としてのイングランドの位置づけ, 国民国家であることを強調し, ローマからの独立を果たし, 教会に対して国王の支配権を強めるという結果となつた。
- 9 小山, 桑原ともに, 保護対象となる困窮児童には「乞食バッジ」をつけたとしているが, Heywoodは, 'license'(証明書)を発行したとしている。その表現の背景には 'the right of destitute children to beg' (物乞いする権利) という表現が関連していることがうかがえる。
- 10 イギリスPoor Lawの研究者である, Sir George Nichollsは, 1854年に "A History of the English Poor Law" を記し, 17世紀以降のPoor Law のリフォーム過程を検証している。
- 11 J. S. Heywood 前掲書 P. 13「一般的な家庭の児童は徒弟奉公に出され, 雇い主の家に住み込むのが普通だったので, 17世紀には孤児たちのように教区から徒弟奉公に出されるものの立場は, 何も特別なものでなくなつた」(内田守訳)
- 12 Heywoodによれば, 1957年浮浪者や怠け者の抑圧のための法律, 1662年セツルメント法(定住法)等が「抑圧的法律」の例として挙げられている。
- 13 定住法の規定では, 妊娠したがまだ結婚はしていない女性は, 従前の居住地に強制的に送られるため, 未婚の母と非嫡出子が多くなり, 出産したものの夫の居住地ではないため, 養育できなくなり, 救貧院に入ることになつた。救貧院では宗教的道德観で管理され, 罪を犯した者としてラベリングされたため, 秘密に産んで売り飛ばしたり, 嬰兒殺しが頻発した。[Heywood1959:15-16]
- 14 身体のできる7つの慈悲の行為について書かれている。「あなたがたは, 私が空腹の時食べさせ, のどの乾いていた時に飲ませ, 旅人であつた時に宿を貸し, 裸であつた時に着せ, 病氣の時に見舞い, 獄に居たときに尋ねてくれたからである」[Heywood1959:6, 内田守訳:17]

## 【文献】

Sir George Nicholls (1854) *A History of the English Poor Law* (revised edition(1967), Frank Cass & Co. Ltd, London

E. M. Leonard (1900) *The early history of English poor relief*, Frank Cass & CO. LTD

Eileen Power (1922) *Mediaeval English nannies*, Cambridge University Press

J. S. Heywood (1959) *Children in Care, The development of the service for the deprived child*, Rutledge and Kegan Paul Ltd,

Walter I. Ttattner (1974) *From Poor Law to Welfare State*, New York

桑原洋子(1989)『英国児童福祉制度発達史』法律文化社

小山路男(1991)『社会福祉選書⑤西洋社会事業史論』光生館

今井宏(1999)「近代イギリスの形成」青山吉信・今井宏編『概説イギリス史』（第14版）有斐閣選書

## Transition of Child Protection Policy in the U. K. : 16<sup>th</sup> and 17<sup>th</sup> century

Mami YAMAMOTO

The long-term aim of this study is to attempt to clarify the concept of “protection for the deprived child” in the U. K. and the value subsequently placed on child rearing and nurturing.

For this paper, I considered the concept of support for deprived children during the 16<sup>th</sup> century & 17<sup>th</sup> century, a period spanning two hundred years.

In *‘Children in Care’*, Jean S. Haywood said the following:

*“There is little positive evidence for the care of the deprived child in English history before the Reformation. Most of it has to be pieced together from casual references, the absence of information about the deprived child at this time being just as significant as would have been copious references to him.”*

I perceived three basic concepts of child protection for deprived children in those days.

The first concept is that child protection in those days depended on a sense of social consciousness in the community. In the beginning of the 16<sup>th</sup> century, most child protection cases were handled by agricultural communities because of their tolerance and capacity. There was also the added reason that due to extreme poverty, children were seen as a valuable source of labour. This was the common perception in the 16<sup>th</sup> century.

The second concept is that of child protection from the point of view of punishment and control. In the late 16<sup>th</sup> century, laws which aimed to punish and control vagabonds and beggars became much harsher. In those days, deprived children were forced into servitude and if they attempted to escape from these severe conditions, they were punished and assaulted. At that time, child protection policies focused on keeping children off the streets rather than concerning themselves with the child’s mental and physical development

The third concept is that of denying responsibility. In other words, changing the terminology so as not to have to deal with the underlying issues. The system of appren-

ticeship was widespread at this time and children taken in under this system were considered to be “protected” by society and therefore did not merit the term “deprived”. It can be said that in the late 17<sup>th</sup> century, child protection schemes operated by the parish simply skirted the issue and did not address the deep-rooted problems which needed to be solved.